

居宅介護支援事業 重要事項説明書

1 事業者

法人の名称 : 株式会社マルジュ
法人の所在地 : 石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘 1 丁目 262 番地 モキュール 103 号
代表者氏名 : 代表取締役 大矢 節子
電話番号 : 076-204-7244

2 事業所の概要

事業所の名称 : 介護支援マルジュ金沢
事業所の所在地 : 石川県金沢市高島 3 丁目 124 番地 五高ビル 3 階 307 号
指定事業所番号 : 1770107801
指定年月日 : 令和 8 年 5 月 1 日
サービス種類 : 居宅介護支援
電話番号 : 076 - 292 - 1007

3 運営方針

- ①居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、そのご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう行うものとし、ます。
- ②ご利用者様の選択に基づき、保健医療サービスおよび福祉サービス等、多様な事業所の連携により効果的に提供します。

4 事業所の職員体制

管理者 1 名 介護支援専門員 3 名（うち 1 名は管理者と兼務）

5 通常の事業の実施地域

金沢市、内灘町、津幡町、かほく市、白山市、野々市市
※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

6 営業日及び営業時間

営業日は月曜日から金曜日までとします。(土日及び国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日までは休日となります。)

営業時間は午前9時から午後6時まで。

担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談が可能な体制を取っています。

7 サービス内容

① 居宅訪問

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたり、ご利用者様のおかれている環境の評価、現在の心身の状況、抱えている課題を把握するため、居宅訪問による面接を行います。

ケアプラン作成後においても、定期的（最低でも月に1回）に介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じてケアプランの変更などご利用者様が求められるサービスが適切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います。

② 居宅サービス計画の作成

ご自宅において日常生活を営むために必要な介護保険サービスを利用できるよう、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

③ 事業所間の連絡調整

ケアプランに基づいたサービス提供がご利用者様に確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ・相談業務：電話、訪問、来所などを通して利用者様からの相談に適切に対応いたします。
- ・申請代行：介護認定の申請、その他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。
- ・給付事務：石川県国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理を行います。

8 利用料金（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるためご利用者様が当事業所に対して自己負担はありません。

ただし、ご利用者様の保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費

要介護１・２	月 １１,０８８円（金沢市、内灘町の場合）
要介護３・４・５	月 １４,４０６円（金沢市、内灘町の場合）
居宅介護初回加算	３,０６３円（金沢市、内灘町の場合）

※上記以外の通常の事業の実施地域の場合

要介護１・２	月 １０,８６０円
要介護３・４・５	月 １４,１１０円
居宅介護初回加算	３,０００円

※処遇改善の加算を算定する場合

処遇改善加算	居宅介護支援費に加算等を加えた合計金額に １０００分の２１に相当する金額を合計金額に加算する
--------	---

※前述に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更する事ができるものとします。

※交通費については、通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をお支払いいただきます。（自動車を利用した場合の交通費は、事業所の実施地域を超える地点から、１キロメートルごと３０円とする。）

９ 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びご家族様に関する秘密及び個人情報については、利用者様または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書によりご利用者様の同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者様またはそのご家族様の個人情報を用いません。

１０ 公平中立なケアマネジメントの確保（契約時の説明等）

ご利用者様の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご利用者様やそのご家族様に対して、ご利用者様はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事を義務付け、これらに反した場合は報酬を減額します。

※ なお、例えば、集合住宅居住者において、特定の事業者のサービス利用が入居条件とされ、ご利用者様の意思、アセスメント等を勘案せずに、ご利用者様にとって適切なケアプランの作成

が行われていない実態があるとの指摘も踏まえ、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内などの居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付ける事は適切でない事を明確にします。

1 1 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員の交替の申し出をする事があります。

交替する場合は、ご利用者様に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご利用者様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事ができます。解約料はかかりません。書類等も必要ありません。

1 2 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合は担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺をご提示ください）。

1 3 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 4 感染症及びまん延の防止の為の措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止の為の指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止の為の研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

1 5 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

サービス相談窓口 : 介護支援マルジュ金沢

担当者 : 大矢 節子

受付時間 : 月～金曜日 9時～18時（土日及び国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。）

電話番号 : 076 - 292 - 1007

その他の窓口 : 内灘町役場 福祉課 076 - 286 - 6703
金沢市役所 介護保険課 076 - 220 - 2264
かほく市役所 市民部 長寿介護課 076 - 283 - 2458
津幡町役場 福祉課 076 - 288 - 2458
白山市 長寿介護課 076 - 274 - 9529
野々市市 介護長寿課 076 - 227 - 6066
石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
076 - 231 - 1110
石川県福祉サービス運営適正化委員会 076 - 234 - 2556

1 6 緊急時の対応

指定居宅介護支援事業の提供時にご利用様の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、ご利用皆様のご家族様に連絡をし、必要な処置を講じます。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日
株式会社マルジュ
介護支援マルジュ金沢

説明者 _____

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

契約者
住所 _____

氏名 _____

利用者家族
住所 _____

氏名 _____

代理人
住所 _____

氏名 _____